

大治町公式 Facebook 運用ポリシー

1. 目的

このポリシーは、町が開設する Facebook の大治町公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）で、町政等に関する様々な情報を即時に発信するための運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2. アカウント情報

アカウント名：大治町

ユーザー名：@town.aichi.oharu

URL： <https://www.facebook.com/town.aichi.oharu>

3. 運用主体及び責任者

運用主体は企画政策課、運用責任者は企画政策課長とし、大治町公式ホームページからの連携による情報については各所管課長、緊急時の災害情報については防災危機管理課長を責任者とする。

4. 管理

公式ページにかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、企画政策課で管理し、他に開示してはならない。

5. 対応時間

原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に情報掲載を行う。ただし、上記時間帯以外においても情報発信する場合がある。

6. 投稿内容

公式ページでは、次に定めるものを投稿する。

- (1) 大治町公式ホームページの新着情報及びイベント等に関する情報
- (2) 災害時に町の災害対策本部が発信する情報
- (3) その他企画政策課長が掲載することを適当と認めるもの

7. 町以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止

町以外のフェイスブックページ、アカウントへのコメントは行わない。

また、公式ページに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントをしない。ただし、特に企画政策課長が必要と認めるものは、この限りでない。

8. 町以外のフェイスブックページ、アカウントのシェア及び「いいね」機能使用の禁止

町以外のフェイスブックページ、アカウントへのシェア及び「いいね」機能は使用しない。ただし、特に企画政策課長が必要と認めるものは、この限りでない。

9. 禁止事項

公式ページへのコメントについては、次のような内容の投稿は行わないものとする。

コメント投稿内容が次のような内容に該当すると判断される場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除する等、適切な措置を講ずることができるものとする。

- (1) 特定の個人や法人、国や地域等を誹謗中傷する内容
- (2) 脅迫や強要など、法律や条例等に違反する、又は違反するおそれのある内容
- (3) 犯罪を助長するおそれがあると認められる内容
- (4) 虚偽や事実と異なると認められる内容
- (5) 政治や選挙、宗教、又は商品、店舗、企業等の広告、宣伝、勧誘、その他営利を目的とした内容
- (6) 著作権や商標権、プライバシー権などの侵害により、市又は第三者の権利を侵害するおそれのある内容
- (7) 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断される内容
- (8) わいせつな表現や画像等、公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (9) 元の投稿記事と無関係な内容
- (10) Facebook 利用規約に反する内容
- (11) その他、社会通念上不適切であり、他人に不利益を与えるおそれがあると企画政策課が判断した内容

10. 運用主体の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式ページの情報を、大治町公式ホームページ上に明示する。

11. アカウント運用主体、発信内容等の明示

このポリシーで定められている公式ページの運用主体、および発信する内容について、公式ページのプロフィール欄に明示する。

12. 知的財産権

公式ページに掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事などの知的財産権は大治町または正当な権利を有する者に帰属するものとする。また、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合や、Facebook 上で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできないものとする。

13. 免責事項

(1) 公式ページに掲載されている情報の正確さには万全を期しているが、大治町は利用者が公式ページを用いて行う行為に対して、一切責任を負わないものとする。

(2) 大治町はいかなる場合でも、利用者または第三者が被った被害について、一切責任を負

わないものとする。

(3) 大治町は利用者又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。"

14. その他

このポリシーに定めのない事項については、企画政策課長が別に定める。

15. 周知及び変更

このポリシーの内容は、大治町公式ホームページに掲載し、周知する。また、このポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、大治町公式ホームページ等を通じて、変更した旨を周知する。

附 則

このポリシーは、令和3年12月6日から施行する。

附 則

このポリシーは、令和5年4月1日から施行する。